

第三者評価（結果）報告書（総括）

総 括	
対象事業所名	社会福祉法人紅梅会 プラムハウス事業所 山王寮
対象サービス	障害者グループホーム
事業所所在地	神奈川県厚木市
設立年月日	平成 13 年 7 月 1 日
評価実施期間	平成 29 年 12 月 ～ 平成 30 年 5 月
公表年月日	平成 30 年 5 月
評価機関名	株式会社フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<p>《ホームの概要と理念・方針》</p> <p>グループホーム山王寮は、小田急線本厚木駅からバスで 40 分、バス停から 5 分ほどの住宅街に位置しています。近くに学校やファーストフード店、スーパーマーケットなどがあります。</p> <p>2 階建てのホームに男子 6 名の利用者が生活しています。利用者は、食事や入浴など日常生活の支援を受け、日中はそれぞれの就労先や日中活動事業者に通所しています。また日常生活支援のほか、余暇・休日などの支援、通所先や行政との対応、健康管理の支援なども行っています。</p> <p>ホームの運営は、入所施設や就労支援施設、複数のグループホームなどの事業所を有する社会福祉法人紅梅会が担っています。運営法人は、「私たちは、利用者の方々が地域社会で明るく豊かな生活が送れることを目指します」の理念を掲げて支援しています。職員は、この理念のもとで、利用者が安心して自立した日常生活及び社会生活ができるように、利用者一人ひとりの個性を踏まえ支援に努めています。</p> <p>《支援にあたって努力・工夫をしている点》</p> <p>法人独自に「人権手帳」を発行して、職員はこれを常に携行しています。「人権手帳」は、倫理綱領や人権目標、人権への取り組みなどを内容としています。職員がこの趣旨を汲み取り人権意識を持ち人権侵害のないことを心がけて、何人にも温かい心で接しています。</p> <p>事業所は利用者がオンブズマンと相談できる機会を設けています。運営法人は、福祉ネットワーク「A ネット」に加入し、年 10 回オンブズマンの訪問を受けています。オンブズマンによる相談会は、グループホームや運営主体施設で行われ、希望する利用者が参加しています。</p>	

利用者に関わる金銭については、「紅梅会預り金規則」に則り、厳正な管理を行っています。現金や通帳の取り扱いは、法人の総務課を含め複数職員で行い、通帳と印鑑は別に保管するなど正確な取り扱いが実施できる体制で行っています。預り金の管理状況の明細書を作成し、毎月利用者或いは家族・成年後見人による確認を受けています。

評価領域ごとの特記事項

<p>1. 人権の尊重</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理綱領で「障害のある人たちが人間として尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援する責務がある」と明確にしています。また職員は、「利用者支援に臨み、確固たる倫理観を持って、その専門的役割を自覚し、自らの使命として果たさなければならない。」として、この倫理綱領を利用者支援の規範とすることを表明しています。 ・ 職員は、毎月 23 項目からなる「人権チェックリスト」に基づいて、利用者への関わりについて、各自振り返りを行っています。集計結果や職員会議で評価・検討した内容を職員に周知し、人権意識の気づきと意識付けを図っています。 ・ 法人独自に「個人情報保護に関する規定」を設けて、個人情報の厳正な取り扱いを行っています。この規定はホームページにも掲載しています。職員が居室に入る時は、ロックや声掛けをして確認をとっています。
<p>2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画は、本人の意向を第一にして家族等の希望を参考に作成しています。利用者の意向の把握は、利用者と一対一の面談時間を設け、丁寧に聞き取りを行っています。また 6 ヶ月毎に見直しをしています。 ・ 個別支援計画の作成にあたっては、サービス管理責任者や担当支援員、専任世話人等で協議し、内容を利用者や家族などに説明し同意を得ています。 ・ 「サービス満足度調査」を実施し、利用者の希望や意見の把握に努めています。その際、調査内容をわかりやすく丁寧に説明し、聞き取りを行う配慮をしています。
<p>3. サービスマネジメントシステムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「紅梅会利用者預り金規則」を定めています。利用者から預かっている現金や通帳について、規則に則り厳正に取り扱っています。 ・ 利用者からの不満や苦情があった場合は迅速・丁寧な対応を心がけ、解決に努めています。また苦情の申し出がない場合も、日常生活の中で、必要と感じられる利用者には声掛け・聞き取りを行っています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心安全委員会」を設置しています。事故やヒヤリハット事例について検証し、事故発生を未然に防ぐと共に、起こった事故の速やかな対応に努めています。
4. 地域との交流・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・法人において、ボランティア受け入れ担当を定めて、各種行事や話し相手、散歩等のボランティアを受け入れています。ホーム利用者も各種行事に参加してボランティアとの交流が行われています。 ・地域の活動や催し（JAの夏祭り、神社の夏祭りなど）の情報を利用者に提供しています。利用者から参加の希望があればサポートをしています。 ・自治会に加入しています。自治会の総会に参加の意向です。近隣の住民とも挨拶を交わし、良好な関係を築いています。またホーム周辺の清掃を日常的に行っています。
5. 運営上の透明性の確保と継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム利用契約時にサービス内容について「重要事項説明書」を用いて利用者や家族等に丁寧に説明し同意を得ています。またホーム内に「重要事項説明書」を掲示しています。 ・グループホーム運営方針で「利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める」と定めています。この方針等に則り、職員は利用者支援の実践に反映しています。 ・毎月の専任世話人会議と全体世話人会議において、サービス提供の課題や支援方法について検討し、この検討結果を全職員が共有し良好な支援に繋げています。
6. 職員の資質向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・年1~2回、職員と面談を実施し、勤務条件や日数、職務内容などについて希望・意見を聞く機会を設けています。 ・世話人会議等で職員が担当する業務内容について適宜に見直し、利用者に対する良好なサービス支援に繋げています。 ・法人において全職員を対象に年7回、利用者支援に関わる研修を実施しています。人権やリスクマネジメント、防災、接遇、メンタルヘルス研修などと幅広い内容で開催しています。
7. 日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・作業運営施設や就労先と連携して、定期的に健康診断を受診しています。健康診断の結果を受け、必要な場合は提携医療機関などで受診・相談をしています。 ・就労先や日中活動場所と連絡ノートや電話などで連絡を取り合い、仕事の様子などをお互いが共有しています。また就労先等と面談等も

行い、利用者支援に努めています。

・運営主体施設で毎月 1 回家族の会を開催しています。情報提供と意見交換の機会を設けていますと。不参加の家族には議事録（家族会ニュース）を送付しています。

・洗濯や入浴、身だしなみ、居室の掃除などは利用者の主体的な取り組みを尊重し、必要な場合に職員から声掛けを行い、一人ひとりの個性に応じて支援しています。